

JAMの主張

20 春闘かく闘う I 賃金の社会的変革を推進しよう！

【機関紙 J A M ・ 2020 年 1 月 25 日発行 第 252 号】

J A M は 1 月 17 日、第 36 回中央委員会で「2020 年春季生活闘争方針」を決定し、「賃金の社会的変革」を進めていくことを確認した。本年 4 月から正社員と非正規社員との不合理な待遇差が禁止（中小企業は来年四月から）される。まさに今、「同一労働同一賃金」の法施行への対応は「待ったなし」となっている。

同一労働同一賃金は、1919 年の I L O 「国際労働憲章」に始まる。しかし、同一労働同一賃金の歴史はそれよりも古く、労働組合が築いた同一労働同一賃金の原則があった。社会学者の木下武男氏によると「イギリスにおける労働者階級の状態」（1845 年）にそのことが記されているそうだ。この書物を書いたエンゲルスは、労働組合は「一つの職業の賃金は、すべて同じ高さに保つこと」をはかったと表現している。このことを以下に紹介したい。

「職業」を基準にして賃金をどこでも「同じ高さ」にする。即ち、このことは「同一職業」＝「同一賃金」であり、同一労働同一賃金の原則とみななければならない。それでは何のための、同一労働同一賃金なのだろうか。エンゲルスは「労働者相互間の競争こそ、現在労働者がおかれている状態の中で最も悪い面」であり、「労働者の状態悪化は競争にある」と指摘した。さらに、労働組合の機能は「それをくつがえすこと」で、「競争を廃止してしまおうとする労働者の最初の試みである」と述べている。このことから労働者相互の競争規制こそが労働組合の本質なのだ。賃金を「同じ高さ」、言い換えれば「同一賃金」にしてしまう。そして、労働者はそれより安く働かない。雇い主に安い賃金で雇用されないようにする。これにより労働力の安売り競争による貧困は防ぐことができるというのだ。ある「基準」から逸脱することで競争が起きるのだから「基準」を守らせることで競争は規制できる。労働組合は「同一賃金」の値段をつけた労働力を経営者にまとめて売ることができるのだ。「同一賃金」は労働組合が決めた職業毎の一日当たりの賃金額で、これをユニオン・レートという。だからこの同一労働同一賃金の原則は、「同一職業」＝「同一賃金率」なのだ。これを同一労働同一賃金の源流であると木下氏は述べている。

現在、同一職場における雇用形態による格差が問題となっている。しかし、J A M が方針の中心にそえる個別賃金要求は、職場内の格差是正にとどまらず、企業の枠を超えて各労働者層の賃金の絶対水準相場形成を目指そうとするものだ。

この取り組みを強化していこう！

書記長 中井 寛哉